



2025年4月25日

各 位

会 社 名 エムケー精工株式会社  
代表者名 代表取締役社長 丸 山 将 一  
(コード番号 5906 東証スタンダード市場)  
問合せ先 取 締 役 酒 向 邦 明  
(TEL 026-272-0601)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2025年6月17日開催予定の第69回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 変更の理由

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役に関する規定を新設し、補欠監査役の選任決議の有効期限を定めるとともに、補欠監査役が監査役に就任した場合の任期を明確にすることを目的として、所要の変更を行うものです。

##### 2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりです。

##### 3. 日 程

定款変更のための定時株主総会開催予定日	2025年6月17日(火)
定款変更の効力発生日	2025年6月17日(火)

以 上

【別紙】

定款の変更内容は次のとおりであります。

(下線部分に変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役の選任方法)</p> <p>第 33 条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p style="text-align: center;">〈新 設〉</p> <p style="text-align: center;">〈新 設〉</p>	<p>(監査役の選任方法)</p> <p>第 33 条 〓現行どおり〓</p> <p>2. 〓現行どおり〓</p> <p>3. <u>当会社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令または定款に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u></p> <p>4. <u>前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>
<p>(監査役の任期)</p> <p>第 34 条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	<p>(監査役の任期)</p> <p>第 34 条 〓現行どおり〓</p> <p>2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。<u>ただし、前条第3項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。</u></p>